

前文	三次市	私たちは、このまちに住み、歴史を学び、明日を語り、夢をはぐくみ続けてきた。みんながしあわせに暮らし続けられるまちになったらいいなと。いろいろな人といろいろなところで、いろいろな話を聞いたり、話し合った。そうしたら、これからの時代にふさわしいまちづくりの仕組みがほしくなった。みんなも同じ気持ちだった。それでこのきまりが生まれた。このきまりは、みんながまちづくりをしていく、そのみちしるべとなるものです。
	日光市	私たちのまち日光市は、四季折々の豊かな自然、そして歴史を語る文化遺産・産業遺産など、世界に誇る多くの財産や多様な観光・地域資源を有しています。そして、先人たちはこの恵まれたまち日光に誇りを持ち、心をひとつにこの貴重な財産を守り育んできました。“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい。”時の流れとともに見失いつつある「心」。私たち日光市民は、先人の残してくれた自然や文化、産業などの貴重な恵みを生かしながら、未来にわたって愛し続けることができるまち“心を感じるまち日光”を力を合わせて創っていかねばなりません。“私たちにできることがある。私たちがすべきことがある。”それは、まさに市民一人ひとりが自ら考え、決定し、行動すること、すなわち、主体的にまちづくりに関わることです。私たちは、このまちづくりを通して、人と人との絆の大切さを再認識し、豊かな心を育て、互助の精神を身につけた元気な市民となることができるのです。子どもからお年寄りまでのみんなの元気、私たちの暮らす地域の元気、それが日光市の元気へとつながって、市民自治のまちの実現に向けた大きな力となるのです。私たちは日光を愛する市民として、一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創るため、日光市の最高規範としてこの条例を制定します。
	宮古市	私たちのまち、宮古市は本州最東端に位置し、太平洋から昇る太陽を迎え、緑深き森から流れる川が大海にそそぐまちである。そうしたまちに、私たちは集い、慈しみ合い、育み合い、暮らしている。 私たちは、多くの先人たちが英知とたゆまぬ営みによって築いてきた、素晴らしい歴史と文化を引き継いできた。 そして今、未来に向かって、市民一人ひとりの人権が守られ、誇りをもって市政に臨む、参画と協働を基礎にしたまちづくりを推進していく。 私たちは、自然、歴史、文化を子どもたちに継承するとともに、市民主権と市民自治の更なる進展のために、宮古市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。
	志摩市	私たちのまち志摩市は、全域が伊勢志摩国立公園に含まれる風光明媚な地域であり、雄大な太平洋と波静かな英虞湾、的矢湾の豊かな海産物の恵みを受け、万葉の時代から「御食つ国(みけつくに)」として栄えてきた歴史があります。この地域は、それぞれの地区が古くから生活圏を共にし、日常的な交流が盛んであり、各地区には特徴ある祭りや伝統芸能が受け継がれ、先人からの歴史や文化が今も息づいています。 私たちは、様々な恵みをもたらす美しく豊かな自然や連綿と受け継がれた歴史と文化を守り、継承し、それぞれの地区の特性を活かし、融合させながら、志摩市の個性として発揮していかなければなりません。 そして、志摩市に住む人が快適に暮らせるよう生活環境を整え、心身ともに健康で生きがいを持てる、誰もが安全で安心に暮らせる「人にやさしいまちづくり」を進めていきます。また、志摩市を訪れる人にも、志摩市の豊かで活気ある生活や「心のもてなし」を実感していただけるよう「住んでよし、訪れてよしの志摩市」の実現を目指していきます。 少子高齢化や地方分権が進展するなかで、志摩市総合計画を実現していくためには、志摩市の自治は自己決定、自己責任を基本とした市民自治活動を促進し、市民が主体となるまちづくりを進めなければなりません。そのために、市民に開かれたまちとして、情報の共有を推進していきます。また、住民や自治会、ボランティア団体、NPO法人等の市民と議会及び行政機関がそれぞれの責務や役割を認識し、協働によるまちづくりを進めることが必要であります。 私たちは、「補完性の原則」に基づき、「志摩のちから」を発揮し、市民一人一人が輝く、自立したまちづくりを実践するために、志摩市まちづくり基本条例を制定します。
	出水市	私たちのまち出水市は、紫尾や矢筈の山々を背にし、不知火海に面した豊かな平野に万羽のツルが越冬する自然豊かな地域であり、平成 18 年 3 月 13 日、旧出水市、旧高尾野町及び旧野田町の 1 市 2 町が合併して誕生しました。 私たちは、この豊かな自然環境、薩摩藩主島津家発祥の地としての由緒ある歴史、人々の営みによってはぐくまれた伝統及び文化を守り育て後世に伝えるとともに、個人の基本的人権が尊重され、すべての人が安心して生活できる人と自然が融和したにぎわいある元気都市を実現するために、努力を重ねていかなければなりません。 そのためには、市民、市議会及び市の三者間で自治の推進に関する共通の考え方や仕組みを定めることが必要です。 よってここに、出水市の自治の理念及び原則を明らかにする最高規範性を持つこの条例を定めます。

目的	三次市	(目的) 第 1 条 このきまりは、市民と市議会及び市がお互いに理解を深め、信頼しあう関係をつくり、協働して取り組むまちづくりの考え方と仕組みを定め、自治を実現していくことをめざしています。
	日光市	(目的) 第 1 条 この条例は、日光市のまちづくりに関する基本理念を定め、市民、市議会及び市の役割並びに責務を明らかにするとともに、市が行うまちづくり施策の基本的事項を定め、もって多様な価値観を認め合う、市民自治の実現を図ることを目的とする。
	宮古市	(目的) 第 1 条 この条例は、宮古市(以下「市」という。)におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、前文に掲げた理念を実現することを目的とする。 (最高規範性) 第 2 条 この条例は、他の条例に優先するものとし、他の条例、規則等を制定、改廃する際には、この条例の内容を最大限尊重しなければならない。
	志摩市	(目的) 第 1 条 この条例は、私たちのまち志摩市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、地方自治の本旨に基づき、自立したまちの実現を図ることを目的とする。
	出水市	(目的) 第 1 条 この条例は、出水市の主権者たる市民の権利と責務並びに市議会及び市の役割と責務を明確にするとともに、この三者間の情報共有及び参画と協働の仕組みなど市政運営の基本的な事項を定めることにより、自治を推進し、もって豊かな生活を実感できる出水市の実現を目的とします。

定義	三次市	（定義） 第 2 条 このきまりにおいて、「市民」とは、次のいずれかにあてはまるものをいいます。 (1) 市内に住所がある人又は住んでいる人 (2) 市内で働いている人又は学んでいる人 (3) 市内の地域の人たちで作られた住民自治組織 (4) 市内に住所がある事業者又はその他まちづくり活動団体
	日光市	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) まちづくり 市民それぞれの住む地域及び市全体を将来にわたって暮らしやすく、かつ、快適なものとしていくための公益的な取り組みをいう。 (2) 市民 日光市に居住する者、働く者、学ぶ者及び市内において活動する団体(営利又は非営利を問わない。)をいう。 (3) 共有 市民、市議会及び市又は市民同士が情報、資源等を共に保有することをいう。 (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に関わり、行動し、又は責任を果たすことをいう。 (5) 協働 市民、市議会及び市が、互いの役割及び責任のもとに、まちづくりのために共に考え、協力し、又は行動することをいう。 (6) まちづくり団体 自治会、市民活動団体等市民が互いに助け合い、そして思いやりのある社会を形成するために組織している団体及び集団をいう。
	宮古市	（用語の意義） 第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業所等の団体をいう。 (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 参画 市の政策の企画、立案、実施及び評価の各段階に、市民が主体的に参加して関わることをいう。 (4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの果たすべき責務並びに役割を自覚し、互いに尊重しながら、協力して取り組むことをいう。 (5) コミュニティ 市民が地域課題の解決に取り組むために自主的に組織した団体をいう。
	志摩市	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」という。)、在勤又は在学する個人及び市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。 (2) 行政機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 市議会(以下「議会」という。)及び行政機関で構成される地方公共団体をいう。 (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、活動することをいう。 (5) 協働 市民、議会及び行政機関が対等の立場でそれぞれの役割及び責任を認識し、共通するまちづくりの目的の実現に向け、連携、協力及び活動することをいう。
	出水市	（定義） 第 2 条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 市内に居住する者 イ 市内に通勤又は通学する者 ウ 市内で活動を行う法人又は団体 (2) 住民 出水市に住所を有する者をいいます。 (3) 市 市長(地方公営企業の管理者の権限を行う場合を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者をいいます。 (4) 参画 市民が市の仕事において、計画、実施、評価及び改善のそれぞれの過程で主体的に参加することをいいます。 (5) 協働 市民、市議会及び市のそれぞれが対等な立場で役割と責任を担い、尊重し合って、協力し、及び補完することをいいます。

コミュニティ	三次市	（地域自治活動） 第 14 条 「地域自治活動」とは，市民一人ひとりのしあわせをめざし，さまざまな形や思い，考えで作られた組織，集団等の自主的な活動をいいます。 （地域自治活動の役割） 第 15 条 地域自治活動は，このきまりに基づいて，広く市民の理解を得るよう努めなければなりません。 2 地域自治活動は，地域の人やいろいろなものを活かし，個性的で主体的な活動に努めるものとします。 （地域自治活動への支援） 第 24 条 市は，地域の課題を解決するための活動に取り組む組織，集団等が，自ら活動できるように人的，財政的支援等を行うことができます。
	日光市	（自治会への参加及び支援） 第 17 条 市民は、地域を基盤とした互助による活動を行う自治会に参加し、地域に根ざしたまちづくりに努めるものとする。 2 市は、自治会の自主性及び主体性を尊重し、その活動に対して必要な支援をするものとする。
	宮古市	（コミュニティ） 第 9 条 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりにおいてコミュニティの果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう努めるものとする。 2 市の執行機関は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を支援することができる。
	志摩市	（地域コミュニティの推進） 第 28 条 市民は、地域社会における良好な環境の維持及び増進のため、自主的に自治会等の地域コミュニティの活動に参画し、地域課題の解決に努めるものとする。 2 行政機関は、地域コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動を推進するために必要な支援を行わなければならない。
	出水市	（地域コミュニティ） 第 14 条 市民は、市民自治の担い手として自主的及び自立的な活動を行う地域コミュニティの重要な役割を認識し、これを守り育てるよう努めます。 2 住民は、自治会活動の理念と重要性を認識し、自主的な意思によって、積極的にその活動に参加するよう努めます。 3 市議会及び市は、第 1 項に規定する地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。 4 市は、第 1 項に規定する地域コミュニティの活動を支援することができます。

住民投票	三次市	(住民投票) 第 28 条 市は、住民の暮らしにかかわる重要なことについて、直接住民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができます。 2 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。
	日光市	(住民投票) 第 19 条 市は、まちづくりに関する重要な事項について、直接市民(市内において活動する団体を除く。)の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 3 市長は、前項の規定による住民投票に関し定める条例に基づき住民投票を行うときは、その目的及び投票結果の取扱いを事前に明らかにしなければならない。
	宮古市	(住民投票) 第 20 条 市長は、市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。 2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。 (住民投票の請求等) 第 21 条 市内に住所を有する年齢満 18 年以上の者は、市政に関する重要事項について、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に関する重要事項について、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て住民投票を提案することができ、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に関する重要事項について、自ら住民投票の実施を市議会に提案することができる。 4 市長は、第 1 項又は第 2 項による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢満 18 年以上の者とする。 6 住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定めるものとする。
	志摩市	(住民投票) 第 24 条 市長は、市政に係る重要事項について広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票を行う場合は、その事案ごとに投票権者等の住民投票の実施に必要な事項及び投票結果の取扱い等を規定した条例を議会の議決を経て別に定める。 (住民投票条例の直接請求) 第 25 条 住民のうち選挙権を有する者は、地方自治法第 74 条の規定により、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。
	出水市	(住民投票) 第 33 条 市議会議員及び市長の選挙権を有する住民は、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から市長に対し住民投票を規定した条例制定の請求をすることができます。 2 市議会議員は、当該議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。 3 市長は、市政運営に係る重大な事案について、広く住民の意見を確認するため、住民投票を発議することができます。 4 住民投票の実施に関し、必要な事項は、それぞれの事案ごとに別に条例で定めます。 5 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。